岩手県情報公開・個人情報保護等審査会運営要領

（令和５年５月25日　審査会決定）

（趣旨）

第１条　この要領は、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（令和４年岩手県条例第50号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び条例において使用する用語の例による。

（手続の併合又は分離）

第３条　審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

２　審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関等（以下「審査請求人等」という。）にその旨を通知しなければならない。

（審議の公正性の確保）

第４条　審査会は、特定の諮問事案につき、委員に判断の公正を妨げるおそれのある事情があると認めるときは、当該委員を当該事案に係る審議及び議決に関与させないことができる。

２　委員は、特定の諮問事案につき、判断の公正を妨げるおそれがあるときは、その旨を会長に申告し、審査会の承認を得て、当該事案に係る審議及び議決を回避することができる。

（審査請求人への通知）

第５条　審査会は、実施機関等から条例第８条第５項の審査請求に係る諮問を受けたときは、審査請求人に次の事項を通知するものとする。

（１）　諮問事案として受け付けたこと。

（２）　反論書とは別に審査請求の対象となった処分又は不作為について意見がある場合は、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を審査会が定める期日までに提出できること。

（３）　審査会は、意見書が提出された場合は、当該意見書の写しを諮問した実施機関等に送付すること。

（意見の陳述者の数）

第６条　条例第10条の規定により審査会の会議に出席して意見の陳述を行う者の数は、５人以内（審査請求人又は参加人の補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（会議録の作成）

第７条　審査会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席した委員その他関係者の氏名

（３）　会議に付した事案の件名

（４）　議事の概要

（５）　その他必要な事項

２　会議録には、会長及び会長が指名する委員１人が署名する。

（会長の専決事項）

第８条　会長の専決できる事項は、別表に掲げるとおりとする。

（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和５年５月25日から施行する。

（岩手県情報公開審査会運営要領の廃止）

２　岩手県情報公開審査会運営要領（平成11年４月20日審査会決定）は、廃止する。

（岩手県個人情報保護審査会運営要領の廃止）

３　岩手県個人情報保護審査会運営要領（平成13年10月22日審査会決定）は、廃止する。

附　則

この要領は、令和８年10月９日から施行する。

別表（第７条関係）

会長の専決事項

１　第４条の規定による通知に関すること。

２　条例第９条第１項の規定による行政文書等、保有個人情報又は死者に関する情報に関する情報の提示要求に関すること。

３　条例第９条第３項の規定による資料の作成、提出要求に関すること。

４　条例第９条第４項の規定による意見書又は資料の提出要求、陳述又は鑑定の要求その他必要な調査に関すること。

５　条例第10条第１項の規定による意見陳述の機会の付与に関すること。

６　条例第10条第２項の規定による補佐人とともに出頭することの許可に関すること。

７　第５条ただし書の規定による意見の陳述を行う者の数の承認に関すること。

８　条例第11条ただし書の規定による期間の決定に関すること。

９　条例第13条第１項の規定による意見書又は資料の送付に関すること。

10　条例第13条第２項の規定による意見書又は資料の閲覧の承認に関すること。

11　条例第13条第３項の規定による意見聴取に関すること。

12　条例第13条第４項の規定による日時及び場所の指定に関すること。

13　条例第15条の規定による答申書の送付及び答申の内容の公表に関すること。